

平成22年第2回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

平成22年6月10日(木) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 11名

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 安 井 修 | 2 番 | 山 岡 敏 |
| 3 番 | 岡 田 裕 明 | 4 番 | 森 田 瞳 |
| 5 番 | 吉 田 忠 世 | 6 番 | 松 田 和 代 |
| 7 番 | 松 本 正 弘 | 8 番 | 溝 脇 久 利 |
| 9 番 | 田 中 幹 男 | 10 番 | 欠 員 |
| 11 番 | 吉 田 宏 至 | 12 番 | 溝 本 隆 |

2 出席議員 11名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

| | | | |
|------------|---------|------|---------|
| 町 長 | 島 田 悠紀夫 | | |
| 教 育 長 | 中 川 克 己 | | |
| 理 事 | 北 田 秀 章 | 理 事 | 吉 岡 勉 |
| 理 事 | 山 崎 文 生 | | |
| 総務課長 | 中 野 彰 宏 | 税務課長 | 喜 多 君美代 |
| 住民課長 | 堀 口 善 友 | 産業課長 | 寺 前 高 見 |
| 人権同和对策課長補佐 | 大 星 義 博 | 建設課長 | 古 川 秀 彦 |
| 水道課長 | 北 門 康 幸 | | |

5 職務のため、会議に出席した者

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 近 藤 善 敬 | 書 記 | 吉 川 明 宏 |
|--------|---------|-----|---------|

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：平成 21 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第 1 号)について)

日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町老人保健特別会計補正予算(補正第 1 号)について)

日程第 6 報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第 1 号)について)

日程第 7 報告第 5 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第 2 号)について)

日程第 8 議案第 1 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 議案第 2 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 3 号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 4 号：安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 5 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 2 号)について

日程第 13 議案第 6 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第 2 号)について

日程第 14 議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第 2 号)について

日程第 15 議案第 8 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第 3 号)について

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 11名です。

定足数に達していますので、平成22年第2回安堵町議会定例会を開会します。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 島田町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

第2回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、時節柄何かとお忙しいところ御出席賜りありがとうございます。

本日提案しております案件は、専決処分等の報告案件が5件、うち1件につきましては繰越明許費繰越計算書でございます。それから平成22年度補正予算の専決処分が4件。人事案件が1件、それから条例の一部改正案件が3件、平成22年度の補正予算案件が4件の合計13件でございます。順を追って大略説明いたします。皆様方の御審議を仰ぎ御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

まず第1に報告第1号：平成21年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。これにつきましては3月定例議会におきまして、21年度から22年度への事業繰越明許費の補正予算として議決をいただいたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。16事業を繰り越すもので、まず総務費におきまして、総務管理費において「イントラネット更新事業」、それから「町ホームページ更新事業」及び「ネットワーク機器更新事業」で5,334万6千円。次に財産管理費において「地デジ放送対応事業」、「公用車更新事業」で1,869万3千円。

次に民生費におきましては、児童福祉費におきまして、「子ども手当の準備事業」、「保育園の設備改修事業」で601万7千円。

次に保健衛生費におきましては、「感染者予防事業」として320万円。

土木費の道路橋梁費において「橋梁点検長寿命化計画策定事業」及び「道路舗装補修事業」として3,981万6千円。

次に消防費におきましては、「防災情報通信設備事業」で 171 万 3 千円。

教育費におきましては、小学校及び中学校の「教育設備整備事業」として 2,098 万 3 千円。

最後に保健体育費におきましては、「町民テニスコート及び中央公園テニスコート改修事業」として 952 万 9 千円の合計 1 億 5,329 万 7 千円の繰越明許費でございます。繰越明許につきましては、事業の早期完了を目指しまして努力いたしたいと存じております。

次に報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算）（補正第 1 号）についてでございます。今回の補正につきましては、平成 21 年度決算において保険給付費等の支出増により歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 22 年度歳入で前年度繰上充用金として 5,158 万 6 千円の増額補正を行い、5 月 31 日に専決処分とさせていただきます。

次に報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについてでございます。平成 22 年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第 1 号）についてでございます。これにつきましては、平成 21 年度決算において基金交付金、国、県の補助金以上に老人医療費の支出が超過となり歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 22 年度で、歳入で前年度繰上充用金として 136 万 3 千円の増額補正を行い、5 月 31 日専決処分をいたし報告するものでございます。

次に報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））についてでございます。これも同じく平成 21 年度決算におきまして歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 22 年度歳入におきまして前年度繰上充用金として 1,654 万 8 千円の増額補正を行い、5 月 31 日をもちまして専決処分をいたし報告するものであります。

次に報告第 5 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号））についてでございます。これも同じく平成 21 年度決算において医療費等の支出増により歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 22 年度歳入で前年度繰上充用金として 443 万 4 千円の増額補正を行い、5 月 31 日に専決処分をさせていただきますこれを報告するものであります。

次に議案第 1 号：人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員 3 名の内、桑原眞代委員におかれましては本年 9 月 30 日をもって任期満了となり、桑原委員におかれては人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解、また、人権意識や中立・公正、それを兼ね備えられた方でありますので、再度推薦いたしたく人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第 2 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてで

ございます。育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年 6 月 30 日より施行されることに伴う改正であります。改正内容につきましては、職員の配偶者の就業状況に関係なく早出、遅出勤務の請求を可能とする改正。また、3 歳未満の子の養育する職員が請求した場合、著しく困難な場合を除き正規の勤務時間以外に勤務をさせてはならない旨の規定が設けられたことに伴う改正でございます。

次に議案第 3 号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。これにつきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い改正するものであります。改正内容につきましては、育児及び介護を行う職員の仕事との両立支援に関する制度の充実を図ること、また、配偶者の育児休業取得状況に関わらず育児休業等を可能とするなどの改正であります。

次に議案第 4 号：安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてでございます。これにおきましては、奈良県において療育手帳システムの老朽化によるシステム変更により重度の認定を細分化し、「A1 最重度」、「A2 重度」に改め、奈良県療育手帳要綱が一部改正されたことに伴い、本町の条例を一部改正するものであります。

次に議案第 5 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算について。今回の補正につきましては、701 万 8 千円の増額補正でございます。補正内容であります。総務費において観光マップの作成委託費として 107 万 5 千円。教育費で中学校の放送設備の改修費、歴史民俗資料館の桜の…。これ桜の先生に診ていただきましたら、地下水が高いので、枯れる恐れがあるということでございましたので、そのため、樹勢回復に係る経費等の費用で 594 万 3 千円。合計 701 万 8 千円でございます。また、歳入におきましては、町民税の調定額が予算減となりました。1,209 万 5 千円の減額を行うものでございます。

議案第 6 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）についてでございます。今回の補正につきましては、479 万 6 千円の増額補正でございます。補正内容につきましては、先の 3 月議会において条例の一部改正で議決をいただきました非自発的失業者、倒産及びリストラによる離職者の前年度所得を 100 分の 30 とみならず改正に伴う電算システムの改修費及び退職被保険者高額療養費の増額等による補正でございます。

次に議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）についてでございます。今回の補正につきましては 600 万円の増額補正であります。補正内容につきましては、国庫補助事業経費の事業費のうち人件費が国庫補助適用除外とされたため、これを起債で充当し、当初の補助事業費とするため 600 万円を増額補正するものであります。

次に議案第 8 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）についてでございます。今回の補正につきましては 52 万 6 千円の増額補正でございます。補正内容につきましては、平成 21 年度地域支援事業において介護保険給付費交付金を支払基金より多く交付を受けましたので、これを精算し返還いたすため

の増額補正でございます。

以上、大略説明させていただきましたが、細部につきましてはその都度担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、3番、岡田裕明 議員と、5番、吉田忠世 議員を指名します。

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より18日までの9日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から18日までの9日間とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号：「平成21年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） おはようございます。報告第1号にありましては、当初、議案書配布後、平成21年度に既収入の特定財源があったことが判明したこと。それから未契約から契約済みになったことによりまして、繰越額の数値に変更が生じたため、間際になりまして差し替えの事態になりましたことをまずはお詫びいたします。

それでは報告第1号：平成21年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。先の3月議会におきまして、平成21年度から平成22年度への繰越明許費の補正予算の議決をいただいたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越したときは、5月31日までに繰越計算書を調整し、議会に報告することとなっております。

今回の繰越明許費につきましては、総額1億6,172万6千円の内、翌年度繰越額は、1億5,329万7千円となっております。その財源につきましては、既収入特定財源165万円、国庫支出金8,825万6千円、県支出金411万3千円、一般財源5,927万8千円でございます。

それでは繰越計算書を御覧ください。

1 段目、款、総務費、項、総務管理費

事業名 カルチャーセンター設備補修事業

金額 220万円に対しまして、これは21年度で完了いたしております。よって翌年度繰越額はございません。

2 段目、同じくイントラネット更新事業

金額 4,427万6千円に対しまして、翌年度繰越額は、これにつきましては未契約でございますので、そのまま4,427万6千円を繰越額といたします。財源につきましては、一般財源で4,427万6千円でございます。

3 段目、同じく町ホームページ作成システム更新事業

金額 340万2千円に対しまして、翌年度繰越額 294万円でございます。財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

4 段目、ネットワーク機器更新事業

金額 648万3千円に対しまして、613万円が繰越額でございます。これの財源につきましては、国庫支出金が612万9千円、一般財源につきまして1千円となっております。

5 段目、款、総務費、項、財産管理費

事業名 地上デジタル放送対応事業

金額 550万円に対しまして、これにつきましては未契約でございますので、そのまま550万円を繰越額といたします。財源につきましては、国庫支出金が361万7千円、一

般財源につきまして 188 万 3 千円となっています。

6 段目、公用車更新事業

金額 1,499 万円に対しまして、繰越額 1,319 万 3 千円。財源につきましては、国庫支出金 1,220 万 3 千円、一般財源 99 万円。

7 段目、同じく非常時対策用公用車導入事業

金額 243 万 3 千円。これにつきましては、21 年度で完了しておりますので繰越額はございません。

8 段目、款. 民生費、項. 児童福祉費

事業名 子ども手当準備事業

金額 347 万 6 千円に対しまして、これにつきましては既契約となっておりますので、そのまま 347 万 6 千円を繰越額といたします。財源につきましては、国庫支出金全額ということになっております。

9 段目、保育園設備改修事業

254 万 1 千円。これにつきましても未契約ということで、そのまま 254 万 1 千円を繰越額といたします。財源は全額国庫支出金でございます。

裏面を御覧ください。

まず 1 段目、款. 衛生費、項. 保健衛生費

事業名 感染症予防事業

320 万円に対しまして、繰越額は 320 万円。財源につきましては、県支出金 240 万円、一般財源 80 万円となっております。これにつきましては、新型インフルエンザワクチン接種のための補助事業でございますので、請求があった場合に発生する事業でございます。

2 段目、款. 土木費、項. 道路橋梁費

事業名 橋梁点検長寿命化計画策定事業

300 万円に対しまして、未契約でございますので、そのまま繰越額 300 万円。全額国庫支出金となっております。

3 段目、道路舗装補修事業

3,800 万円に対しまして、3,681 万 6 千円を繰越額といたします。財源につきましては国庫支出金 2,548 万 8 千円、一般財源 1,132 万 8 千円となっております。

4 段目、款. 消防費、項. 消防費

事業名 防災情報通信設備整備事業

171 万 3 千円に対しまして、未契約でございますのでそのまま 171 万 3 千円を繰越額といたします。全額県支出金でございます。

5 段目、款. 教育費、項. 小学校費

事業名 義務教育施設整備事業

176 万 3 千円に対しまして、繰越額は 176 万 3 千円。財源につきましては既収入特定財源 165 万円、国庫支出金 11 万 3 千円となっております。

6 段目、義務教育施設整備事業

601 万 6 千円に対しまして、全額繰越額といたします。未契約でございますので 601 万 6 千円繰越額でございます。全額国庫支出金となっております。

7 段目、義務教育施設プール整備事業

1,320 万 4 千円に対しまして、未契約でございますので、そのまま 1,320 万 4 千円を繰越額といたします。財源につきましては、国庫支出金全額となっております。

8 段目、款、教育費、項、保健体育費

事業名 町民テニスコート改修事業

141 万 9 千円に対しまして、未契約でございますので、そのまま 141 万 9 千円を繰越額といたします。これにつきましても全額国庫支出金となっております。

9 段目、中央公園テニスコート改修事業

811 万円に対しまして、これにつきましても未契約でございますので、そのまま 811 万円を繰越額といたします。これにつきましても財源は、全額国庫支出金となっております。

以上、合計 1 億 6,172 万 6 千円に対しまして、繰越額 1 億 5,329 万 7 千円。財源につきましては、既収入特定財源 165 万円、国庫支出金 8,825 万 6 千円、県支出金 411 万 3 千円、一般財源 5,927 万 8 千円でございます。

以上の繰越事業につきましては、事業の早期完了を目指し、鋭意努力いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第 1 号：平成 21 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

繰越計算書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 只今議題となっております報告第 1 号については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告されたものでありますので、御了承願います。

議長（森田 瞳） 日程第 4 報告第 2 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）について）説明させていただきます。

この補正につきましては、平成 21 年度における新型インフルエンザの流行等により予想を上回る医療費が増高したため、国民健康保険特別会計が赤字決算となってしまいました。このため地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定により、平成 22 年度の予算に繰上充用金として予算計上させていただくものでございます。なお、この補正予算につきましては、出納閉鎖が 5 月 31 日となっておりますことにより専決処分とさせていただきます。

詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書 7 ページを御覧ください。

款 13. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金、目 1. 前年度繰上充用金で、平成 21 年度の赤字を補充するための費用 5,158 万 6 千円の増額補正でございます。この財源といたしましては、1 ページお戻りいただいて 6 ページ、款 11. 諸収入、項 3. 雑入、目 4. 歳入欠陥補てん収入をもって充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

続きますして、専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 5 月 31 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

続きますして、補正予算書の表紙を飛ばしていただきまして、第 1 ページを御覧ください。

平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,158 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,158 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 5 月 31 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きますして、2 ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 11. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 49 万 2 千円、補正額 5,158 万 6 千円、計 5,207 万 8 千円。

歳入合計

補正前の額 8 億円、補正額 5,158 万 6 千円、計 8 億 5,158 万 6 千円。

続きますして 3 ページを御覧ください。

歳出でございます。

款 13. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 5,158 万 6 千円、計 5,158 万 6 千円。

歳出合計

補正前の額 8 億円、補正額 5,158 万 6 千円、計 8 億 5,158 万 6 千円となっております。

以下の事項別明細書については、割愛させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 2 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第 2 号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 5 報告第 3 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第 1 号）について）」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 失礼します。

それでは、報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第 1 号）について）説明させていただきます。

この補正につきましては、平成 21 年度におきまして、県立三室病院から平成 19 年度

の入院分が電算入力ミスにより遅れて請求があったことにより医療費が増高しました。

これにより赤字決算となってしまいました。このため地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度の予算に繰上充用金として予算計上させていただくものでございます。なお、出納閉鎖期間が5月31日となっておりますことにより専決処分とさせていただきます。

詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページを御覧ください。

款6. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金で、平成21年度会計の赤字を補充するための費用136万3千円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、1ページお戻りいただきまして6ページ、款1. 支払基金交付金、項1. 支払基金交付金、目1. 医療費交付金で63万2千円。

そして款2. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 医療費負担金で58万5千円。

また、款3. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 県負担金で14万6千円を充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成22年6月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月31日専決

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、補正予算書の表紙を飛ばさせていただきます。

第1ページを御覧ください。

平成22年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）

平成22年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ136万3千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 766 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 5 月 31 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、2 ページ。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 1. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金

補正前の額 303 万 8 千円、補正額 63 万 2 千円、計 367 万円。

款 2. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 201 万 9 千円、補正額 58 万 5 千円、計 260 万 4 千円。

款 3. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 50 万 6 千円、補正額 14 万 6 千円、計 65 万 2 千円。

歳入合計

補正前の額 630 万円、補正額 136 万 3 千円、計 766 万 3 千円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出ですが、

款 6. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 136 万 3 千円、計 136 万 3 千円。

歳出合計

補正前の額 630 万円、補正額 136 万 3 千円、計 766 万 3 千円。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありますか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 3 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

議長(森田 瞳) よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長(森田 瞳) 日程第6 報告第4号:「専決処分の承認を求めることについて(平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長補佐(大星義博) はい、議長。

議長(森田 瞳) 大星人権同和対策課長補佐。

人権同和対策課長補佐(大星義博) 報告第4号:専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

本補正につきましては、平成21年度におきまして、資金等の改修には鋭意努力いたしておりますが、歳入欠損が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度予算に繰上充用金として予算計上するものでございます。なお出納閉鎖期間が5月31日となっていることにより専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款3. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金で、平成21年度補充するための費用1,654万8千円の増額補正でございます。

その財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、款2. 諸収入、項2. 雑入、目1. 歳入欠陥補てん収入を充てさせていただきました。

それでは報告書を朗読させていただきます。

報告第4号:専決処分の承認を求めることについて(平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成22年度

安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 5 月 31 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,654 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,046 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 5 月 31 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正を朗読いたします。

歳入

款 2. 諸収入、項 2. 雑入

補正前の額 0 円、補正額 1,654 万 8 千円、計 1,654 万 8 千円。

歳入合計といたしまして、

補正前の額 392 万円、補正額 1,654 万 8 千円、歳入合計 2,046 万 8 千円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出

款 3. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 1,654 万 8 千円、計 1,654 万 8 千円。

歳出合計といたしまして、

392 万円、補正額 1,654 万 8 千円、歳出合計 2,046 万 8 千円です。

なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程説明させていただきました

たので、割愛させていただきます。

以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第4号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第7 報告第5号：「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 報告第5号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵

町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について御説明させていただきます。

この補正予算専決処分につきましては、平成 21 年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定におきまして実質収支、歳入歳出マイナスの 443 万 4 千円の不足額が生じたことに伴いまして、出納閉鎖期間 5 月 31 日までに繰上充用の処置を行うため、この不足額の補正を平成 22 年度の予算から繰上充当金として、前年度へ補てんする専決処分をいたしましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により本日の議会に報告し、御承認を願うものであります。

それでは手元の資料の一番最後のページでございます。

8 ページでございます。

歳出の方で、款 7. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金、目. 前年度繰上充用金のところで補正額 443 万 4 千円の増額の補正をお願いするものであります。これの歳入財源、そして前のページをお開けください。6 ページの方でございます。

款 4. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目. 介護給付費負担金で補正額 43 万 2 千円の増額。項 2. 国庫補助金、目. 地域支援事業交付金で介護予防事業につきまして 1 万円の補正増額。

款 5. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金で（介護給付費交付金）の 70 万 3 千円の増額。

款 6. 県支出金、項 1. 県負担金。介護給付費負担金で 12 万 5 千円の増額を財源とし、また、次のページでございます。7 ページでございます。県補助金で地域支援事業交付金介護予防事業費で 5 千円の増額補正。

款 9. 繰入金、項 2. 基金繰入金で介護給付費準備基金繰入金で 315 万 9 千円増額の財源を充当しております。

それでは、報告第 5 号の表紙に戻りまして、朗読させていただきます。

報告第 5 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町介護保険会計（事業勘定）補正予算、（補正第 2 号））について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 197 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保健事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求め。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、専決処分書を朗読させていただきます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 5 月 31 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

次のページの表題を飛ばしまして、予算書の第1ページをお開けください。
朗読させていただきます。

平成22年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第2号）（保険事業勘定）

平成22年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,546万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月31日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお開けください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款4. 国庫支出金、項1. 国庫負担金

補正前の額 8,871万9千円、補正額 43万2千円、計 8,915万1千円。

項2. 国庫補助金

補正前の額 2,934万1千円、補正額 1万円、計 2,935万1千円。

款5. 支払基金交付金、項1. 支払基金交付金

補正前の額 1億4,798万9千円、補正額 70万3千円、計 1億4,869万2千円。

款6. 県支出金、項1. 県負担金

補正前の額 7,032万4千円、補正額 12万5千円、計 7,044万9千円。

項2. 県補助金

補正前の額 243万6千円、補正額 5千円、計 244万1千円。

款9. 繰入金、項2 基金繰入金

補正前の額 126万6千円、補正額 315万9千円、計 442万5千円。

歳入合計

補正前の額 5億1,103万5千円、補正額 443万4千円、計 5億1,546万9千円になります。

次のページ、歳出の部でございます。

款7. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0円で補正額、今回 443万4千円増額、計 443万4千円。

歳出合計でございます。

補正前の額 5億1,103万5千円、補正額 443万4千円の増額、計 5億1,546万9千円をお願いするものでございます。

以上でございます。後のページにつきましては、割愛させていただきます。
御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 5 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第 5 号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 只今の時間 10 時 50 分でございます。
10 分間休憩いたします。

休 憩

.....
午前 10 時 50 分

午前 11 時 00 分
.....

議長（森田 瞳） 再開いたします。

議長（森田 瞳） 日程第 8 議案第 1 号：「人権擁護委員の推薦を求めることについて」を議題

とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議案第1号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明いたします。

人権擁護委員3名の内、本年9月30日をもって任期満了となります 桑原真代委員におかれましては、一期3年を務められ、人権に対して非常に理解があり、熱心に指導されているところでもありますので、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法 第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第1号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成22年6月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

記

住 所 生駒郡安堵町大字西安堵34番地の23

氏 名 桑原 真代

昭和18年2月13日生（67歳）

御意見のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより、本案に対し採決します。

この採決は挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦について、適任であることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、人権擁護委員の推薦については、適任であることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 9 議案第 2 号：「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議案第 2 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件につきましては、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正、本年 6 月 30 日施行に伴うものでございます。

まず、育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務の請求が、職員の配偶者の就業状況に関係なくできることとなった改正。及び 3 歳未満の子のある職員が、その子を養育するために請求した場合、その職員の業務処理が困難な場合を除いて、正規の勤務時間以外に勤務をさせてはならない旨の規定を新設いたしました。

また、勤務の制限に関する手続き等必要事項を規則委任いたしました。

その他の改正につきましては、新しく項を挿入したことによる項ずれ及び文言整理でございませう。

それでは新旧対照表 1 ページを御覧ください。

第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項において、職員の配偶者がその子を養育している場合においても早出・遅出勤務の請求ができる改正でございませう。

第 8 条の 3 第 2 項で、3 歳未満の子を養育する職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限規定を追加いたしました。

2 ページを御覧ください。

先程の追加による項ずれにより、旧の「第 2 項」が「第 3 項」に、「第 3 項」が「第 4 項」になります。また、新の第 3、第 4 項は文言整理で第 5 項として、手続き等は規則で定める旨を明記いたしました。

なお附則といたしまして、施行日を 6 月 30 日とし、育児休業等に関する計画の経過措置を設けました。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 2 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年 12 月安堵町条例第 10 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

本文の朗読につきましては、割愛させていただきたいと思います。

御審議のほどよろしく願います。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

2 番（山岡 敏） はい。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

2 番（山岡 敏） 2 番 山岡でございますけども。

その改正案のことなんですけど、ちょっと教えて欲しいんですけども。

人事院規則で定めると。地方公務員の改正とかですね、そういうことであれば分るんですけども、この規則で定めるといふ。これの知った、知ると言うかね。

それとですね、官報等で調べたのか。それによって一部改正をしたいんだと。

ちょっと、人事院規則となかなかその規則では内部規定があるんで、ちょっと見つからないと思うんですけども。この点について、これをちょっと教えていただけますか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 総務課長。

総務課長（中野彰宏） この人事院規則等につきましては、人事院、職員、福祉局、平成 22 年 3 月に育児休業法改正等に伴う人事院規則等の改正の概要について、平成 22 年 6 月 30 日に施行ということで、人事院局、人事院、福祉、職員福祉局の方から出ております。以上でございます。

2 番（山岡 敏） 議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） それでは、市町村に対してそういう通達ですね。そういう等が流れるわけですか。こういう改正をされましたという。それともこちらから調べるなり、官報をみりゃ官報にみな改正された分載ってるんですけども、その点をちょっと聞いとるわけです。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 総務課長。

総務課長（中野彰宏） 一応公文書として送致されてきます。以上です。

2 番（山岡 敏） はい、それで結構です。

議長（森田 瞳） 他に質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） これで質疑を終わります。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 2 号について採決します。この採決は挙手によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 10 議案第 3 号：「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

議案第 3 号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものでございます。育児及び介護を行う職員の仕事との両立支援制度、これの充実を図るための改正でございます。

大きくは職員の配偶者の育児休業取得状況に関わらず、育児休業等ができるようになる改正でございます。また、育児休業又は、育児短時間勤務ができない職員は、任期付き育児短時間職員と勤務延長職員のみになります。部分休業ができない職員は、育児短時間勤務職員のみとする改正及び育児休業時間につきまして、人事院規則で定める期間を規準として、条例で定める期間を産後休暇が取れる期間に合わせた 57 日間とすることを追加いたしました。

それでは、新旧対照表 1 ページを御覧ください。

第 2 条におきまして、旧の「第 3 号」を「第 1 号」、「第 4 号」を「第 2 号」とし育児休業をすることができない職員を任期付き育児短時間職員と勤務延長職員のみとして、非常勤職員、臨時的職員等につきましても育児休業を認める改正でございます。

第 2 条の 2 といたしまして、育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間を産後休暇が取れる期間に合わせた 57 日間と定める規定を追加いたしました。

第 3 条は職員の配偶者の育児休業取得状況に関わらず、育児休業等ができるようにしたことに伴う文言整理でございます。

2 ページを御覧ください。

第 5 条につきましても文言整理で、第 9 条につきましては第 2 条と同じく育児短時間勤務ができない職員の規定改正でございます。

3 ページを御覧ください。

第 10 条は文言整理、第 13 条につきましては、職員の配偶者が養育状況に関わらず育児短時間勤務ができることとなったため、第 1 号を削り、第 2 号以下を一号ずつ繰り上げました。

第 17 条につきましては、部分休業することができない職員を、育児短時間職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務職員のみとし、部分休業できる職員の拡充するための改正でございます。

4 ページを御覧ください。

第 18 条につきましては文言整理でございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 3 号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月安堵町条例第 15 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

本文朗読につきましては、割愛させていただきたいと思います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 3 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。
本案を原案のとおり賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

議長(森田 瞳) よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第11 議案第4号：「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長(堀口善友) はい、議長。

議長(森田 瞳) 堀口住民課長。

住民課長(堀口善友) 失礼します。

議案第4号：安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この案件につきましては、奈良県療育手帳システムの老朽化によるシステムの改修が行われました。それにより現行の「A判定」、「B判定」区分におきまして、Aを、「A1最重度」、「A2重度」、Bを、「B1重度」、「B2軽度」と細分化することとする奈良県療育手帳要綱の一部改正がなされたことに伴い、本町の条例においてもその文言整理等をするものでございます。

それでは新旧対照表により御説明させていただきます。

新旧対照表1ページを御覧ください。

第2条、本文におきまして被保険者、組合員以外にも加入者と呼ぶ保険者があることから、加入者を追加いたしました。

第2号につきましては、県要綱の改正に伴う区分の細分化でございまして、AをA1若しくはA2に改正いたしております。

第3号につきましては、法律という文言が重複していることを改める文言整理でございします。

続きまして2ページを御覧ください。

第7条の2につきまして、第3者の行為による損害賠償を受けた者に対して、助成金の未支給者に対する規定を追加しております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第4号：安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月安堵村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年6月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

なお、本文の朗読については、割愛させていただきます。

なお、施行日は公布日として、改正前に交付された証明書及び手帳は改正後の条例に適合するよう読み替え規定を附則として規定させていただいております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 9番、田中幹男です。

ちょっと質問をさせていただきたいんですけども、区分がAだと「A1」若しくは「A2」に訂正されている訳ですけども、この内容についてちょっと御説明をお願いしたいんですけども。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 只今の御質問につきましてお答えさせていただきます。

これはあくまでも県のシステムの中で、今までのA判定を最重度、重度の「A1」、「A2」に細分化されたということに伴う改正でございます、療育手帳を受ける者が、例えばA1、A2と別れることによって、メリット、デメリットが出るものではございません。

今までの A と全く同じ取扱いになる、そういうことでございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） デメリットがないってことは別に分けなくていいってことになりません、逆に。どういうことなんでしょうかね。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） おっしゃるとおりでございます。

他の町村調べましたら、「療育手帳を受ける者」という文言で、全て安堵町では A と入ってることに伴い A1、A2 と細分化に伴い改正させていただきましたが、他の町村の例を見ますと「療育手帳を受ける者」、「療育手帳 A を持つ者」という文言を使わないで、「療育手帳を受ける者」という文言を使っているところは、この改正は必要ない訳でございます、ただ単なる細分化というふうにとっていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

議長（森田 瞳） ほかに質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） これで質疑を終わります。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 4 号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 12 議案第 5 号：「平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

議案第 5 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 701 万 8 千円を増額するものでございます。補正内容につきましては、歳出におきましては総務費、新しくウォークルートを創出しました観光マップを作成するために 107 万 5 千円を増額補正。教育費におきまして、中学校の放送設備改修費用及び歴史民俗資料館の桜の樹勢回復費用及びスキー教室の事業主体が変更による 594 万 3 千円を増額補正で、合計 701 万 8 千円を増額補正いたしたいと思っております。

歳入におきましては、町民税の調定額が確定したことによりまして、予算額より 1,209 万 5 千円の減額。また、「観光マップ作成」県補助金として 53 万 7 千円を増額。残り 1,857 万 6 千円を基金繰入金に充当させるものでございます。

詳細につきましては、補正予算書 7 ページを御覧ください。

歳出につきましては、総務費、企画費、観光マップ作成事業といたしまして、安堵町観光パンフレットにおきましては、平成 5 年に「見るほどに安堵」を作成して以来、適宜増刷してございましたけども、経年による不合理な箇所がみられること、及び、今年度平城遷都 1300 年事業により補助金が 2 分の 1 付くことによりまして、また、在庫も少なくなりましたことに伴い、新しくウォークルートを創出した観光マップ作成事業といたしまして 107 万 5 千円を増額補正とし、財源といたしましては、半額 53 万 7 千円を県費補助金といたしたいところでございます。

教育費におきましては、中学校費、学校管理費におきましてでございますが、不具合

がございました放送設備の音声、映像送信等の施設設備及び棟時計の駆動について点検業務を行いましたところ、昭和 52 年以來の老朽化に伴いまして、不良箇所が随所に見られましたため、また、故障中でありました中庭のソーラー時計の取り替えを含めた改修工事を行うため、500 万円を増額するものでございます。

歴史民俗資料館管理運営費といたしまして、開館当時より育ってまいりました枝垂桜が本年の開花状況におきまして、花のつきが悪いと認められましたため、樹木医師の処方いただき施術することとしたため、99 万 3 千円を増額補正でございます。

保健体育総務費におきましては、中学校のスキー教室におきまして、保健体育総務費としてスキー教室のバス借上げ料を措置いたしましたところでございますが、その後、教育扶助等につきまして支障があるということが判明いたしましたため、中学校費の教育振興費に課目の変更を生じたことによる 26 万 5 千円を増額補正でございます。

また、それに伴いスキー教室の事業主体を変更したことによりまして、保健体育総務費で 31 万 5 千円の減額補正をするところでございます。

6 ページを御覧ください。

歳入につきましては、町税、町民税、個人分につきまして町民税の加税額が確定しましたことによりまして 1,209 万 5 千円の減額補正でございます。

県支出金、総務費補助金におきましては、先程、観光パンフレット作成に掛かる補助金、県費補助金 53 万 7 千円でございます。

繰入金、基金繰入金におきまして、歳出の増額分と歳入の減額分の合計 1,857 万 6 千円を増額補正するものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 5 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

一枚飛ばしまして、1 ページを御覧ください。

議案第 5 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 701 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 2,455 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 6 月 10 日提出

2 ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 1. 町税、項 1. 町民税

補正前の額 3 億 5,861 万円、補正額 マイナス 1,209 万 5 千円、計 3 億 4,651 万 5 千円。

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 5,109 万 8 千円、補正額 53 万 7 千円、計 5,163 万 5 千円。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 0 円、補正額 1,857 万 6 千円、計 1,857 万 6 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 1,753 万 9 千円、補正額 701 万 8 千円、計 27 億 2,455 万 7 千円。

3 ページを御覧ください。

歳出

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 2 億 6,335 万 6 千円、補正額 107 万 5 千円、計 2 億 6,443 万 1 千円。

款 9. 教育費、項 3. 中学校費

補正前の額 2,621 万 3 千円、補正額 526 万 5 千円、計 3,147 万 8 千円。

項 5. 社会教育費

補正前の額 5,183 万円、補正額 99 万 3 千円、計 5,282 万 3 千円。

項 6. 保健体育費

補正前の額 3,536 万 6 千円、補正額 マイナス 31 万 5 千円、計 3,505 万 1 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 1,753 万 9 千円、補正額 701 万 8 千円、計 27 億 2,455 万 7 千円。

以下、事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 5 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） 日程第 13 議案第 6 号：「平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 失礼します。

議案第 6 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について説明させていただきます。

この補正につきましては、歳入歳出それぞれ 479 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,638 万 2 千円とするものでございます。

補正内容といたしましては、先の 5 月臨時会におきまして御承認いただきました条例改正に伴う、非自発的離職者の前年度所得を 100 分の 30 とみなすための電算システムの改修費用等の増額補正でございます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書 7 ページを御覧ください。

歳出、款 1. 総務費、項 2. 徴税费、目 1. 賦課徴税费で先程申し上げました電算システム改修費 179 万 6 千円を増額でございます。

この財源といたしましては、6 ページに戻っていただき、6 ページ中段。

歳入、款 3. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 1. 財政調整交付金をもって充てさせていただきます。

次に、7 ページ上から二段目。

歳出、款 2. 保険給付費、項 2. 高額療養費、目 2. 退職被保険者高額療養費で入院される方の増加により高額医療費が大幅に増高し、今後の支払いに支障が出るため 300 万円の増額でございます。

この財源といたしましては、6 ページの下段、

歳入、款 4. 療養給付費交付金、項 1. 療養給付費交付金、目 1. 療養給付費交付金を充てさせていただきます。

次に、7 ページの下の二段につきまして。

歳出、款 3. 後期高齢者支援金及び款 6. 介護納付金におきましては、当初予算の確定した後に拠出金額が確定されましたことに伴い、款 3. 後期高齢者支援金及び款 6. 介護納付金におきまして、項 1. 後期高齢者支援金、目 1. 後期高齢者支援金におきまして 316 万円の減額補正。さらに、項 1. 介護納付金、目 1. 介護納付金におきまして 316 万円の増額補正により、それぞれ相殺されることにより、この財源といたしましては、6 ページ上段のとおり右側に書かせていただいております節で説明させていただきますと、節 3. 介護納付金負担金、節 4. 後期高齢者支援金等負担金におきまして、それぞれ増額、減額が同額となっております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 6 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

表紙を飛ばしていただきます。

1 ページを御覧ください。

議案第 6 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）

平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 479 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,638 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 6 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして 2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入につきまして

款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 2 億 610 万 5 千円、補正額 0 円、計 2 億 610 万 5 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 5,337 万 6 千円、補正額 179 万 6 千円、計 5,517 万 2 千円。

款 4. 療養給付費交付金、項 1. 療養給付費交付金

補正前の額 2,794 万 9 千円、補正額 300 万円、計 3,094 万 9 千円。

歳入合計

補正前の額 8 億 5,158 万 6 千円、補正額 479 万 6 千円、計 8 億 5,638 万 2 千円。

続きまして 3 ページ歳出でございます。

款 1. 総務費、項 2. 徴税費

補正前の額 221 万 2 千円、補正額 179 万 6 千円、計 400 万 8 千円。

款 2. 保険給付費、項 2. 高額療養費

補正前の額 4,810 万円、補正額 300 万円、計 5,110 万円。

款 3. 後期高齢者支援金等、項 1. 後期高齢者支援金等

補正前の額 9,969 万 4 千円、補正額 マイナス 316 万円、計 9,653 万 4 千円。

款 6. 介護納付金、項 1. 介護納付金

補正前の額 3,534 万 9 千円、補正額 316 万円、計 3,850 万 9 千円。

歳出合計といたしまして、

補正前の額 8 億 5,158 万 6 千円、補正額 479 万 6 千円、計 8 億 5,638 万 2 千円。

以下の事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 6 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 14 議案第 7 号：「平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正
予算（補正第 2 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） それでは、議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補
正予算（補正第 2 号）について説明させていただきます。

議案書の 8 ページをお開きください。

今回の補正は、公共下水道整備事業に対し、当初予算では人件費、町費等の事務費を
補助対象事業費として充当しておりましたが、平成 22 年度より事務費が全額廃止とな
り、当初において計上しておりました人件費等の事務費 600 万円を補助対象事業費から
除外し、交付税処置を受けられる起債単独事業に振り替えることになりました。そのた
め、当初の補助対象事業費総額から不足する 600 万円を特定環境保全公共下水道の工事
請負費として増額補正するものであります。

これにより、歳入歳出予算総額は 3 億 5,215 万 4 千円となります。

それでは、議案第 7 号を朗読させていただきます。

議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度
安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、補正予算書 1 ページをお開きください。

議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）

平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,215 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成 22 年 6 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして 2 ページをお開きください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 2,130 万円、補正額 600 万円、計 1 億 2,730 万円。

続きまして 3 ページをお開きください。

歳出

款 1. 下水道事業費、項 2. 下水道建設費

補正前の額 2 億 53 万 5 千円、補正額 600 万円、計 2 億 653 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 3 億 4,615 万 4 千円、補正額 600 万円、計 3 億 5,215 万 4 千円。

4 ページをお開きください。

第二表地方債補正

起債の目的、特定環境保全下水道事業

補正前 限度額 8,500 万円、補正後 限度額 9,100 万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前、補正後共に変更はございません。

5 ページ以降の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

下水道特別会計補正予算につきましては以上でございます。

よろしく御審議お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 7 号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 15 議案第 8 号：「平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 議案第 8 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）についてを御説明させていただきます。

この補正内容につきましては、平成 21 年度の前年度分の支払基金交付金の実績精査によりまして超過交付が発生し、それによる返還金が補正予算の増額をお願いするものでございます。

お手元の資料の 7 ページをお開きください。

歳出の部で、

款 6. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金、目 2. 償還金でございます。

補正前の額 1 千円、補正額 52 万 6 千円の増額でございます。

この財源につきましては前のページ、6 ページでございます。

款 9. 繰入金、項 2. 基金繰入金、目 1. 介護給付費準備基金繰入金を充当します。

それではお手元の前に戻りまして、議案第 8 号を朗読させていただきます。

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

一つページをめくっていただきまして、議案書第 8 号を朗読させていただきます。

議案第 8 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）（保健事業勘定）

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 52 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,599 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 6 月 10 日

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

第一表でございます。歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款 9. 繰入金、項 2. 基金繰入金

補正前の額 442 万 5 千円、補正額 52 万 6 千円、計 495 万 1 千円。

それに基づく歳入合計でございます。

補正前の額 5 億 1,546 万 9 千円、補正額 52 万 6 千円、計 5 億 1,599 万 5 千円でございます。

次のページ 3 ページの歳出の部でございます。

款 6. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 28 万 6 千円、補正額 52 万 6 千円、計 81 万 2 千円。

歳出合計でございます。

補正前の額 5 億 1,546 万 9 千円、補正額 52 万 6 千円、計 5 億 1,599 万 5 千円でございます。

あと、以降のページにつきましては、割愛させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 8 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） お手元に会期日程を配布いたしておりますが申し上げます。

議長（森田 瞳） 議会運営委員会は、15 日、火曜日、午前 10 時からですので、よろしく
お願いいたします。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、14日、月曜日の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は、18日、金曜日の午前10時からですので、よろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れ様でした。

散 会

.....
午前11時48分
.....